

(別紙)

諮問番号：令和 8 年諮問第10号

答申番号：令和 8 年答申第16号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当ではない。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人に対して〇市長（以下「処分庁」という。）がなした特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第11条の規定による令和 7 年 6 月12日付け特別児童扶養手当不支給決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和 6 年 9 月27日、処分庁は、審査請求人に対して、障害状況届の提出依頼（提出期限：令和 6 年11月末日）を送付した。
- 2 令和 6 年10月 7 日、審査請求人は、処分庁に対して、特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）の作成が提出期限に間に合わない旨を連絡した。
- 3 令和 7 年 2 月17日、審査請求人の子は、発達検査を受け、同年 4 月 2 日、審査請求人は、当該検査の診断書を受領した。
その後、審査請求人は、処分庁に対して、診断書の提出がゴールデンウィーク中の平日になる旨を連絡した。
- 4 令和 7 年 5 月 1 日、審査請求人は、処分庁に対して、障害状況届、診断書及び障害状況届の遅延理由書を提出した。
- 5 令和 7 年 6 月12日、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行い、本件処分に係る障害認定処分通知書を送付した。
- 6 令和 7 年 7 月24日、審査請求人は、京都府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分では、障害状況届の提出遅延により、手当の不支給期間が発生しているが、処分庁にも随時本件処分に係る手続の確認を行っていたにもかかわらず、処分庁から障害状況届の提出期限について明示がなかったことは、法的安定性や信頼保護の観点から不適當であり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 遅延理由の正当性については、遅延理由書の記載内容及び受給者からの聴き取りをもって個別に判断していることから、受給者からの提出遅延に係る相談時点で正当性の判断は行わず、速やかに障害状況届を提出するよう案内しているところであり、本件も同様に対応している。
- (2) 診断書受領後15日以内の提出義務については、あくまで速やかな履行を求めた場合の合理的な履行期間であって、法的義務の絶対的履行期間とは異なる。正当な理由なく、提出命令の期限までに遅延した場合に支給の一部を停止することは、各種広報や提出命令等で明示を行っており、案内が不十分とは言えない。
- (3) 提出命令は、特別児童扶養手当の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて（平成23年1月11日障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「平成23年通知」という。）に基づき適正に行っており、遅延理由の正当性の判断についても、法第5条の2第2項や、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について（昭和55年7月9日児企第29号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「昭和55年通知」という。）を参考に判断している。
- (4) 処分庁は、診断書作成が遅延したことについては、病院等の都合により一定の合理性はあるものの、診断書の受領及び受領後の提出遅延に合理性はなく、総合的に「正当な理由」がないとして、法第11条の規定により本件処分を行った。
なお、処分庁は、有期認定のために必要な書類が期限内に提出されなかったにもかかわらず特別児童扶養手当の支給が正当化され得るのは、法第5条の2第2項に規定する「やむを得ない理由」と同様の性質をもつ理由がある場合に限定されると判断したため、法第11条第1号の「正当な理由」の判断において、法第5条の2第2項の解釈を参考とした。
- (5) 以上のとおり、本件処分は適法かつ正当に行われたものであり、本件審査請求の趣旨及び理由に根拠はなく、これを棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 特別児童扶養手当の全部又は一部を不支給決定することについて、法第11条第1号は、「受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。」と規定し、法第36条第1項は、「行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。」と規定している。
- (2) 法第5条の2第1項は、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定し、同条第2項は、「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の

規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」と規定している。

- (3) 昭和55年通知第7の間4において、「法第7条の「災害その他やむを得ない理由」には離婚が含まれるか。」について、「「やむを得ない理由」とは、自然災害（風水害等）、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等で、物理的にみて申請が不可能な場合に限定されるので、離婚の如く人為的な場合は、「やむを得ない理由」に含まれないと解する。」とされている。

本通知での「法第7条」とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第7条第2項の「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」の規定である。

- (4) 平成23年通知において、「再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1箇月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第11条（法第26条又は法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。」、「命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」とされている。
- (5) 特別児童扶養手当に関する疑義について（平成28年6月15日障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「平成28年通知」という。）別紙第4の間3において、有期認定の期限後の手当の取扱いについて、「有期認定の際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第11条の規定による支給停止処分を行う。その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給する。」とされている。なお、平成28年通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。
- (6) 特別児童扶養手当支給事務の手引き（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成。以下「手引」という。）において、「正当な理由の有無については、その者の置かれた状況等を十分勘案の上判断する。」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨等

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 審査請求人は、処分庁から令和6年9月27日付けで命令を受けた有期認定の障害認定診断書の提出について、提出期限（令和6年11月末日）までの提出が間に合わないことから、処分庁の案内に基づき、提出期限前に診察の予約を行い、令

和7年2月17日の診断（発達検査）の予約を取った上で、令和7年4月2日に診断書を受領し、その後処分庁にも提出日の目安を伝えた上で、令和7年5月1日に障害状況届、診断書及び遅延理由書を提出した。

イ 処分庁は、提出期限前に審査請求人から診断書の提出が遅延することについて相談を受けたことから、審査請求人に対して、遅延理由書を併せて提出するよう案内した。

ウ 処分庁は、診断書の提出遅延に係る相談を受けた際は、遅延理由の正当性が個別の事情により様々であることから、遅延理由書の記載内容及び受給者からの聴き取りをもって個別に判断しており、受給者からの提出遅延に係る相談時点で正当性の判断は行わず、速やかに障害状況届を提出するよう案内しているところであり、本件も同様に対応した。

エ 障害状況届等の提出の案内については、提出命令時に受給者に送付する書類のほか、処分庁の窓口やホームページに公開している特別児童扶養手当のしおりにおいて周知を行っており、処分庁は、審査請求人に対しては「やむを得ない理由があっても、診断書等の用意ができてなお、すみやかに障害状況届を提出いただけない場合は、不支給となりますのでご注意願います」という文言が記載された障害状況届の提出に係る督促文書を送付した。

オ 処分庁は、平成23年通知に基づき、有期認定の障害認定診断書の提出命令について、令和6年9月27日付け（提出期限が令和6年11月末日であることから、提出期限の概ね1箇月前に施行）で、「正当な理由がなく診断書を提出期限内に提出しない場合には、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条の規定により、再認定月の翌月から診断書が提出されるまでの間の手当の支給を受けることができなくなります。」という文言が記載された通知書を審査請求人に対して送付した。

カ 処分庁は、提出遅延の理由については、審査請求人の都合により、診断書を受領及び受領後の提出が遅れており、法第5条の2第2項や昭和55年通知にある「やむを得ない理由」に当たるような事由はみられず、「正当な理由」とは認められないと判断した。

キ 処分庁は、診断書作成が遅延したことについては、病院等の都合により一定の合理性はあると判断しながらも、診断書を受領及び受領後の提出遅延に合理性はなく、総合的に「正当な理由」がないとして、法11条により処分を行ったものである。

ク 一方で、処分庁から審査請求人に対して、本件処分を行うまでの間に、診断書受領後15日以内に提出義務がある旨の明示はされていないが、前提として、法第11条で「正当な理由」に限って遅延を認めているのは例外的な取扱いと考えられ、提出期限を遅延している以上、速やかな提出に努めるべきであることが法の趣旨であることを考慮すれば、遅延後の提出期限について、具体的な期日の明示がないことをもって処分を取り消す必要があるとまでは言えない。

ケ また、本件処分通知に根拠法や不支給期間、不支給にした理由などの記載がないことは、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に違反していると考えられ、

本件処分の取消しとなり得るものとするが、仮に本件処分を取り消したとしても、処分の理由等を記載した処分通知を再度通知する処分が行われるのみと推定され、審査請求を認容することにより、審査請求人に事実上の利益は生じないと考えられる。

コ 以上のことから、本件処分は、行政手続法に一部抵触する可能性があるものの、その他の手続については、法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであるとするので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年5月19日 審査庁が審査会に諮問

令和8年6月5日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年7月16日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年8月4日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和8年8月7日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

審査請求人は、令和7年4月2日に診断書を受領し、障害状況届等の提出が遅れる旨を処分庁に連絡した上で、同年5月1日に障害状況届等を提出したにもかかわらず、処分庁から障害状況届等の提出期限について明示がなかったことは、法的安定性や信頼保護の観点から不適當である旨主張していることから、本件処分における処分庁の判断の違法性の有無について、以下検討する。

第5の(1)によると、法第11条第1号の規定により、特別児童扶養手当について、受給資格者が、正当な理由がなくて、法第36条第1項の規定による命令に従わないときは、特別児童扶養手当の全部又は一部を不支給とすることができるとされており、「正当な理由」の判断については、処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと考えられるところ、第5の(6)によると、手引において、その者の置かれた状況等を十分勘案の上判断することとされている。

第5の(2)及び(3)によると、法第5条の2第2項の「やむを得ない理由」については、昭和55年通知において、自然災害、火災、急病、出産、死亡、交通事故等のように、物理的にみて申請が不可能な場合に限定されると解されているところ、法第11条第1号の「正当な理由」と法第5条の2第2項の「やむを得ない理由」は、それぞれ異なる場面において用いられている文言であり、必ずしもその趣旨及び要件が同一であると解することはできない。

したがって、処分庁は、手引に沿って法第11条第1号の「正当な理由」について、審査請求人の置かれた状況や提出遅延に至った詳細な経緯等を十分勘案の上で判断する必要があった。

処分庁は、審査請求人が診断書の受領後15日以内に障害状況届等を提出しなかったことについて、「やむを得ない理由」があったとは言えず、法第11条第1号の「正当な理由」に該当しないと判断して本件処分を行っているが、その判断に当たり、審査請求人の置かれていた状況、診断書受領後の事情その他の個別具体的な事情について詳細な検討が行われたとは言えない。

以上のことから、本件処分は、法第11条第1号の「正当な理由」の判断過程において、考慮すべき事情の検討が十分尽くされたとは認められず、その裁量判断には瑕疵があり、取り消されるべき違法性があると言える。

2 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳